

「(仮称) 埼玉県虐待禁止条例 (骨子案)」に対する県民コメント (意見募集) の実施について

「(仮称) 埼玉県虐待禁止条例 (骨子案)」の策定に当たり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記のとおり県民コメントを募集いたします。

## 記

### 1 募集期間

平成29年4月18日 (火) ~平成29年5月17日 (水) (当日消印有効)

### 2 資料の入手方法

自由民主党埼玉県支部連合会のホームページから入手できます。

<http://www.jimin-saitama.net/>

### 3 ご意見の提出方法

#### (1) 記載事項

ア 個人でご提出いただく場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じて、性別、年齢、電話番号などを追加してください。>

イ 法人、その他の団体でご提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名 (法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) は必ず記載してください。

※ 様式は自由です。

#### (2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

ア 郵便の場合

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail: kudou@jimin-saitama.net

※ 電子メールで送信の際は、件名を「(仮称) 埼玉県虐待禁止条例 (骨子案)」としてください。

#### 4 ご意見の取扱い

- (1) 提出していただいたご意見を考慮して、「(仮称) 埼玉県虐待禁止条例 (骨子案)」を策定します。
- (2) 個々のご意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんのでご了承ください。

#### 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

T E L 048-824-3297

F A X 048-824-3328

E-mail kudou@jimin-saitama.net

以上

# (仮称) 埼玉県虐待禁止条例 (骨子案)

## I 条例制定の背景

児童、高齢者及び障害者に対する虐待は、後を絶たない状況にあり、その態様も家族や施設職員等による暴行、ネグレクト、性的虐待など様々なものがありました。そして、これらの虐待は、家庭や施設などの閉鎖的空間で行われているため、周囲が気づきにくく、深刻化するケースも数多くありました。

こうした中、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法のいわゆる虐待防止3法が制定・施行されていましたが、いまだ県内の虐待件数はいずれも増加する傾向にあります。

虐待をなくすためには、虐待の禁止に対する認識を県民全体で共有する必要があります。そのためには虐待を絶対に許してはならないという県の強い姿勢が必要です。

そこで、埼玉県自由民主党議員団では、プロジェクトチームを立ち上げ、児童、高齢者及び障害者の福祉に携わる団体との意見交換を行うなどして、条例の制定について検討してまいりました。

## II 条例の概要

### 1 総則

#### (1) 目的

この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」と総称します。）に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とします。

#### (2) 条例で使用する言葉の定義

##### ① 虐待

次のいずれかに該当する行為をいいます。

イ 養護者がその養護する児童等について行う児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」といいます。）第2条各号、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）第2条第4項第1号イからニまで及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）第2条第

6項第1号イからニまでに掲げる行為

ロ 養護者又は児童等の親族が当該児童等の財産を不当に処分することその他当該児童等から不当に財産上の利益を得ること。

ハ 施設等養護者が児童等を養護すべき当該施設等養護者としての義務又は業務を著しく怠ること。

ニ 養護者（使用者である養護者に限ります。）がその使用する児童等について行う心身の正常な発達を妨げ、又は衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その使用する他の労働者によるイに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為

② 児童

児童虐待防止法第2条の児童をいいます。

③ 高齢者

高齢者虐待防止法第2条第1項の高齢者（同条第六項の規定により高齢者とみなされる者を含みます。）をいいます。

④ 障害者

障害者虐待防止法第2条第1項の障害者をいいます。

⑤ 養護者

児童、高齢者又は障害者を現に養護する全ての者をいいます。

⑥ 施設等養護者

養護者のうち、児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設その他の知事が告示で定める施設又は事業（以下「児童福祉施設等」といいます。）の職員、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校（これらのうち児童が在籍しているものに限ります。以下「学校」といいます。）の教職員、高齢者虐待防止法第2条第2項の養介護施設従事者等（以下「養介護施設従事者等」といいます。）、障害者虐待防止法第2条第4項の障害者福祉施設従事者等（以下「障害者福祉施設従事者等」といいます。）並びに医療法第1条の5第1項の病院及び同条第2項の診療所（以下「病院等」といいます。）の医師、看護師その他の従業者をいいます。

⑦ 関係団体

児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号の養介護施設（以下「養介護施設」といいます。）、障害者虐待防止法第2条第4項の障害者福祉施設、学校、病院等その他児童、高齢者又は障害者の福祉に業務上関係のある団体をいいます。

⑧ 通告

児童福祉法第25条第1項及び第33条の12第1項並びに児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告をいいます。

⑨ 通報

高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項並びに第21条第1項か

ら第3項までの規定並びに障害者虐待防止法第7条第1項、第16条第1項及び第22条第1項の規定による通報をいいます。

⑩ 届出

児童福祉法第33条の12第3項、高齢者虐待防止法第9条第1項及び第21条第4項並びに障害者虐待防止法第9条第1項、第16条第2項及び第22条第2項の規定による届出をいいます。

(3) 条例の基本理念

- ① 虐待が児童等の人権を著しく侵害するものであるという基本的認識の下、児童等に対する虐待を禁止するとともに、児童等に対する虐待の防止に取り組まなければならない。
- ② 虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら虐待の防止等に取り組まなければならない。
- ③ 虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。
- ④ 養護者（施設等養護者及び使用者を除きます。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行わなければならない。

(4) 県の責務等

① 県の責務

県は、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、虐待の防止等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備するものとします。

県は、市町村に対し、保健、福祉、教育等に関する業務を担当する部局の相互の連携を強化し、児童等を守るための役割を主体的に担うよう求めるとともに、市町村が実施する虐待の防止等に関する施策を支援するものとします。

県は、市町村と連携し、関係団体が行う虐待の防止等に関する活動について、必要な協力を行うものとします。

② 養護者の責務

養護者は、児童等に対し、虐待をしてはならない。

養護者は、自らが児童等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、県、市町村及び関係団体による支援を受ける等し

て、その養護する児童等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

③ 養護者の安全配慮義務

養護者（施設等養護者を除きます。）は、養護すべき児童等の生命、身体、心身の健康等が危険な状況に置かれないよう、その安全の確保について配慮しなければならない。

児童を現に養護する者は、児童の安全を確保するため、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいいます。）に児童を外出させないよう努めなければならない。

施設等養護者は、養護すべき児童等の生命、身体、心身の健康等が危険な状況に置かれないよう、その安全の確保について専門的な配慮をしなければならない。

④ 関係団体の役割

関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、その専門的な知識及び経験を生かし、児童等及びその養護者に対する支援を行うよう努めるものとします。

関係団体は、基本理念にのっとり、県、市町村及びその他の関係団体と連携し、虐待の防止等に関する県及び市町村の施策に積極的に協力するよう努めるものとします。

⑤ 県民の役割

県民は、基本理念についての理解を深め、県民と児童等及びその養護者との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童等の虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

2 虐待の予防

(1) 虐待予防の取組

県は、虐待の予防に資するため、市町村及び関係団体と連携し、児童等が安全に安心して暮らせるよう、養護者、県民等に対する情報の提供、相談の実施その他の必要な措置を講ずるものとします。

(2) 児童虐待の予防の取組

県は、市町村が妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとします。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業等による虐待の予防等の取組

県は、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業及び同条第5項の養育支援訪問事業（以下「乳児家庭全戸訪問事業等」といいます。）に関し、市町村が訪問者に対する研修、支援が必要とされる家庭に対する適切な支援等を実施することができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとしします。

県は、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等の対象となる全ての児童の状況を確認し、及び把握することができるよう、必要な措置を講ずるものとしします。

県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況について、必要と認める事項の報告を求めることができることとしします。

(4) 啓発活動

県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、市町村と連携し、分かりやすいパンフレット等の作成及び配布、養護者に対する研修の実施その他の必要な啓発活動を行うものとしします。

県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に係る教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を推進するものとしします。

学校は、児童及びその保護者（児童虐待防止法第2条の保護者をいいます。）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければなりません。

3 虐待の早期発見及び早期対応

(1) 届出、通告、通報又は相談の体制の整備等

県は、早期に虐待を発見することができるよう、市町村と連携し、虐待を受けた児童等にとって届出を行いやすい環境、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含みます。以下この3において同じ。）を発見した者にとって通告又は通報を行いやすい環境及び虐待を受けた児童等に係る家族その他の関係者にとって相談を行いやすい環境の整備に努めなければなりません。

県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る届出、通告又は通報を常時受けることができる体制の整備に努めなければなりません。

県は、虐待を受けた児童等に係る届出、通告、通報又は相談を行った者に不利益が生ずることがないように、その保護について必要な配慮をしなければなりません。

(2) 情報の共有

県は、虐待の早期発見及び虐待への早期対応を図るため、個人情報の保護に留意しつつ、児童相談所、警察署、市町村、関係団体その他の虐待の防止等に関係するもの間における虐待に関する情報の共有の促進その他の連携の強化の推進に努めるものとします。

知事及び警察本部長は、虐待の防止のため、相互に虐待に関する情報又は資料を提供することができることとします。

### (3) 早期対応

県は、虐待に関する届出、通告、通報、相談等を受けたときは、必要に応じ、市町村及び関係団体と連携し、速やかに、当該届出、通告、通報、相談等に係る虐待を受けた児童等の安全の確認を行うための措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 4 児童等に対する援助等

### (1) 虐待を受けた児童等に対する援助

県は、虐待を受けた児童等に対し、児童等が虐待から守られ、かつ、良好な環境で生活することができるようにするとともに、その心身の健康の回復を図るため、市町村及び関係団体と連携し、必要な援助その他の必要な措置を講ずるものとします。

### (2) 養護者に対する支援等

県は、養護者（施設等養護者及び使用者を除く。以下この(2)において同じです。）の負担の軽減を図るため、市町村及び関係団体と連携し、情報提供、相談の実施その他必要な支援を適切に行うとともに、養護者が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護を行うことができるよう、環境の整備を行うものとします。

県は、虐待を行った養護者が良好な家庭的環境を形成し、虐待を繰り返すことがないよう、市町村及び関係団体と連携し、当該養護者に対し、必要な指導及び援助その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 5 人材の育成等

### (1) 人材の育成

県は、県、市町村及び関係団体において専門的知識に基づき虐待の防止等を適切に行うことができるよう、これらに係る専門的知識を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとします。

### (2) 虐待の防止に関する研修

#### ① 児童虐待防止研修

県は、児童に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行わ



れるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、児童の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとします。

児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者又は学校の設置者は、その職員又は教職員に対し、児童に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとします。

児童福祉施設等の職員及び学校の教職員は、前段の規定による研修を受けるものとします。

## ② 高齢者虐待防止研修

県は、高齢者虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、高齢者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとします。

養介護施設の設置者又は高齢者虐待防止法第2条第5項第2号の養介護事業を行う者は、その養介護施設従事者等に対し、高齢者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとします。

養介護施設従事者等は、前段の規定による研修を受けるものとします。

## ③ 障害者虐待防止研修

県は、障害者虐待の防止等が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、障害者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとします。

障害者福祉施設の設置者又は障害者虐待防止法第2条第4項の障害福祉サービス事業等を行う者は、その障害者福祉施設従事者等に対し、障害者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとします。

障害者福祉施設従事者等は、前段の規定による研修を受けるものとします。

## (3) 虐待に係る検証

県は、市町村と連携し、県内で発生した児童等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待等について検証するものとします。

## 6 その他

### (1) 児童又は高齢者に準ずる者に対する措置

県は、この条例の趣旨にのっとり、市町村と連携し、児童又は高齢者

以外の者であっても、現に養護を受けている者で、特に必要があると認められるものについては、児童又は高齢者に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

## (2) 体制の整備

県は、虐待の防止等を適切に実施し、及び虐待を受けた児童等に迅速かつ適切に対応するため、県、市町村、関係団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとします。

前項の連携協力体制の整備に当たっては、虐待を受けた児童等の適切な保護と、養護者（施設等養護者及び使用者を除きます。）に対する効果的な支援との両立が図られるよう配慮するものとします。

県は、市町村が設置する児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会の機能の強化及び運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとします。

## (3) 財政上の措置

県は、虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## 7 施行期日（予定）

平成30年4月